

譲渡所得・贈与税の申告をされる方へ

熊本国税局ホームページに、令和2年分の譲渡所得（土地・建物）及び贈与税の主な特例の適用要件や必要書類を確認できるチェックシート（マイホームを売却した場合の特例、住宅取得等資金の贈与税の特例等）を掲載していますので、是非ご利用ください。

また、譲渡所得（土地・建物）の申告の場合に添付が必要となる「譲渡所得の内訳書」の記載例についても掲載されていますので、併せてご覧ください。

軽自動車の各種手続はお済みですか？

軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有（使用）者に課税されます。

既に軽自動車を他人に譲渡した場合や解体業者等に引き渡した場合も、令和3年3月末までに名義変更又は廃車などの手続が完了していないと“所有している”ということになり、令和3年度も軽自動車税が課税されますので、下記の受付場所にて速やかに手続をされますようお願いいたします。また、亡くなられた方の名義の車両も、必ず名義変更等の手続をお願いいたします。廃車の際はナンバープレートを返却しなければいけませんので、車両を処分される場合は、必ずナンバープレートを外して保管しておくようにしてください。

車種（排気量等）	受付場所・問い合わせ先	注意点
原動機付自転車（125cc以下）	山都町役場 本 庁 税務住民課 ☎72-1128 清和支所 税務住民係 ☎82-2113 蘇陽支所 税務住民係 ☎83-1113	・廃車の手続をする際には、廃車する車両のナンバープレート及び印鑑をご持参ください。 ・ナンバープレートを紛失された場合は、弁償金として200円をいただきます。 ・各種手続に必要な書類等は、左記までお問い合わせください。
小型特殊自動車（農耕作業用等）	もしくは、最寄りの市区町村役場	
軽四輪車・軽三輪車（660cc以下）	軽自動車検査協会熊本事務所 ☎050-3816-1758 〒862-0902 熊本市東区東本町16番3号	・引越しや売買等により、所有者の住所や名義等が変わった場合は「変更登録」又は「移転登録」などの手続が必要です。 ・各種手続に必要な書類等は、左記までお問い合わせください。
軽二輪車（125cc超～250cc以下）	熊本運輸支局 ☎050-5540-2086	
小型二輪（250cc超）	〒862-0901 熊本市東区東町4丁目14番35号	

山都町暮らしの便利帳第二版を発刊しました！

この度、平成29年に発刊していました山都町暮らしの便利帳の掲載内容を更新し、第二版を発刊しました。（協定を締結している株式会社サイネックスとの官民共同事業）本町の窓口手続方法や、観光情報、子育て情報、防災情報、町内の医療機関など、暮らしに関する様々な情報を掲載しています。

行政連絡員（区長）等を通じて各世帯に配布しますので、ぜひご利用ください。

また、本誌はスマートフォン用に電子書籍化もされておりますので、そちらもご利用ください（お手持ちのスマートフォンにアプリ「わが街事典」をインストール・入手していただく必要があります）。



問合せ先 総務課 ☎72-1111

わたしたちの人権

誰もが人間として生きていくうえで
侵すことのできない当然の権利
これが『人権』です

190



「人権の世紀」といわれる21世紀を迎え、はや20年が経過しましたが、すべての人の人権は尊重されているのでしょうか？だまってじっとしては人権の世紀にはなりません。「自分とは関係がないこと」「いじめや差別はいいない」という意識にとどまるのではなく、なくすための行動に移すことが大切です。山都町では、「同和」問題の解決があらゆる差別の解消につながるという考えのもと、差別を見抜き、差別をなくす力をつけていくための「同和」教育や啓発活動に取り組んでいます。今月号では、日本固有の問題である「同和」問題について考えていきましょう。

「同和」問題って、何ですか？

「同和」問題とは、日本固有の部落差別によって様々に引き起こされる社会問題です。

それは、封建時代の政治や経済の仕組みのなかで、人為的につくりあげられた身分制度に基づく差別に由来するものです。

現代社会においてもなお、被差別部落（以下部落）に生まれ育ったというだけで、基本的人権を侵害され、とくに就職選択の自由、居住又は移転の自

由、結婚の自由、教育の機会均等を保障されていないという重大な社会問題です。

人間は自分の意思で生まれるところを選ぶことができないにもかかわらず、部落出身というだけでさまざまな差別を受け、基本的人権を侵害されている現実があります。これが「同和」問題であり、いわゆる部落問題のことです。

例えば、女性問題は、女性の問題ではなく、女性差別によって様々な引き起こされる社会問題であり、多くは男性によって引き起こされます。「障害」者問題は、「障害」者の問題ではなく「障害」差別によって引き起こされる社会問題なのであり、健常者が引き起こします。

つまり、「同和」問題は、部落外の人によって引き起こされる問題であり、したがって部落外の人々の課題とならなければなりません。

熊本県人権教育研究協議会「21世紀人権の世紀を担うあなたに」より抜粋

人権啓発ポスター審査結果

山都町では、町立小・中学校に人権啓発ポスターを募集し、『2021年人

権啓発カレンダー』に掲載する作品の審査会を実施しました。今月号では、入選者について紹介します。なお、作品につきましては、今月、区長さんを通じて全戸配布する『2021年人権啓発カレンダー』でご確認ください。

中島小学校	4年	鳥越 侶芭 さん
矢部小学校	6年	三浦 陽愛 さん
蘇陽小学校	1年	工藤 真妃 さん
蘇陽南小学校	6年	久枝 暁 さん
清和中学校	2年	大瀧 志織 さん
蘇陽中学校	3年	杉山 叶華 さん

人権作文紹介

人権旬間中に山都町防災無線で放送した2020年度の人権作文を、今月号から12月号にかけて連載します。まず、今月号では、県立矢部高等学校普通科2年生の寺崎保乃香さんの人権作文をご紹介します。

誹謗中傷と責任と根拠

誹謗中傷。この言葉は最近になって本当によく聞くようになったと思います。そしてそれが原因で命を絶つてしまう事例もあがっていて、本当に悲しくなります。

私はこれを機に、誹謗中傷と批判の違いについて調べました。すると、誹

謗中傷とは根拠のない悪口で他人を傷つけることで、批判とは善し悪しをはつきりし評価することとありました。調べて思ったことは、最近SNSで目にするのは圧倒的前者側の意見であり、納得できる根拠に欠ける言葉が多く書かれていくという事です。特に、匿名という守りのある現代では、自分の意見に責任を持たず、何でも言い放題に言葉をぶつける人も少なくないと思います。匿名の闇に隠れて相手が傷つくような言葉を吐き、ましてやそれを楽しむ人までいるということが私は本当に理解ができません。

最近、SNSの誹謗中傷等により自ら命を絶つてしまった芸能人の方がいました。それほど誹謗中傷は残酷なもので、そして集団的であり集中的なものだと思いました。誰かの命を持ってしないと分からない、そしてそれを経ても学習しない人が本当に多いと思います。有名人に限らず、沢山の人が心無い言葉の暴力を受けていると思います。そんな世の中は正直生きづらいものだと思うし、全く平和ではないと思います。心の傷は目に見えないから、周りが気づくのに時間がかかるとも思います。私は、大切な人を失いたくないし、知らない誰かに奪われたくないです。だからこそ、その大切な人のSOSにはやく気づけるよう、正面から向き合い、また自分が発言者となる時は、その意見に責任と根拠をきちんと持って発言できるよう、日頃から注意して生活していこうと思います。